只木ゼミ前期第4間検察反対尋問レジュメ

文責:3 班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は、P説の検討で、弁護レジュメ1頁22行目「直ちに刑法上の非難を基礎づけることは妥当ではない」としているが、弁護側が刑罰法規違反の認識にとどまらず、Q 説を採用する理由は何か。
 - 2. 弁護側は、W 説の検討で、弁護レジュメ 2 頁 16 行目「道義的責任を追求すべき」としておきながら、P 説への批判で、弁護レジュメ 1 頁 21 行目以下「民法などその他法律で…
- 10 直ちに刑法上の非難を基礎づけるのは妥当ではない」としているが、これは矛盾しないか。3. W 説を採用すれば、確信犯や行政犯を処罰するのが著しく困難になると考えられるが、 それは妥当か。
 - 4. Q 説と W 説を採用するならば、軽率に法定刑を勘違いしていた時にも故意犯成立が否定されると考えられるが、これは妥当か。
- 15 5. 弁護側は、W説を採用していながら、本問の検討で、弁護レジュメ2頁32行目、3頁5 行目「違法性の意識がなければ責任が阻却される」として、違法性の意識につき構成要件 的故意の段階で論じず、責任の段階で論じているのは矛盾しないか。

以上